

東教委管発号外
令和2年5月7日

各小・中学校長 殿

東根市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

小・中学校の臨時休業の延長及び学校再開について（通知）

令和2年5月4日、政府は緊急事態宣言の5月31日までの延長を決定しました。これに合わせて改定された基本的対処方針では、学校について、「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に学校教育活動を再開し、児童・生徒が学ぶことができる環境を作っていく」としています。

また、文部科学省からは、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知）及び「新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）が示され、新型コロナウイルス感染症対策を推し進めつつ、学校がそれぞれの実態に応じて子どもたちの学習保障に取り組むことが求められました。

つきましては、本市における臨時休業及び学校再開について下記のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 学校再開期日 令和2年5月18日（月）より段階的に学校を再開する。
これに伴い、臨時休業を5月17日（日）まで延長する。
- 2 臨時休業期間中の登校日等について
 - (1) 5月11日（月）からの臨時休業中に、学習や生活の状況の把握及び学習支援、学校再開に向けた指導等を行うために、下記のとおり登校日を設定する。
 - ① 小1～5、中1・2 … 児童生徒1人当たり週2回以内、1回につき3時間以内
 - ② 小6・中3 … 児童生徒1人当たり週3回以内、1回につき3時間以内
 - (2) 感染リスクが高まる3つの条件（密閉・密集・密接）を避けるため、分散登校とする。
 - (3) 小学校における子どもの居場所確保のための取組を継続する。
- 3 段階的な学校再開について
各校の通常の日課による学校再開を6月1日（月）からとし、下記のとおり段階的に学校教育活動を再開する。
 - (1) 5月18日（月）～29日（金）… 午前授業（給食あり）
 - (2) 6月 1日（月）～ … 通常通りの日課

4 学校再開に向けた学校運営上の留意点

- (1) 学校での指導と家庭での学習を意図的・計画的に関連付け、児童生徒が学習内容を効率的に学ぶことができるようにすること。その際、5月より導入したオンライン個別学習システム「eライブラリ」を、宿題や児童生徒の自主的な家庭学習に積極的に活用すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症に関する青少年赤十字向け教材と教材を活用した学習指導案について」（令和2年4月30日付け東根市教育委員会学校教育主幹事務連絡）等を活用し、児童生徒が新型コロナウイルス感染症について正しい知識と予防のための実践力を身に付けることができるようにすること。
- (3) 学校生活を介した新型コロナウイルス感染症拡大を予防するため、学校における新たな生活習慣の指導及び環境整備を、児童生徒の発達段階や各校の状況等に応じて行うこと。
(例) ① 学校関係者の日常的なマスクの着用、② こまめな手洗い（教室への入室前、トイレの後、給食の前後等）、③ 3密を避けた授業の実施（少なくとも休み時間ごとに2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開けて換気、身体的距離の確保、対面や接触を避けた学習形態の工夫等）等
- (4) 課題を抱える児童生徒への支援を、生徒指導主事や特別支援コーディネーター等を中心に、全職員で組織的に行うこと。また、当該の児童生徒の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワークコーディネーター、関係機関、民生児童委員等との連携を図ること。

5 給食は、配膳方法や食事の方法を工夫して感染予防に努め、5月18日（月）から実施する。

6 部活動は、5月25日（月）から実施可能とするが、平日のみの活動とし、活動時間は2時間以内とする。基本的な感染症対策等を徹底した上で、「中学校における部活動の対応について」（令和2年4月6日付け東根市教育委員会教育長通知）の内容に則って実施する。

7 その他

「小学校、中学校等の臨時休業及び今後の対応について」（令和2年4月14日付け東根市教育委員会教育長通知）で通知したチェックリストの提出日時は、予定通り5月8日（木）午後5時までとする。

【担当】東根市教育委員会管理課 田中
TEL 43-1180 fax 43-1176